

令和3年第2回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和3年3月11日（木曜日） 午前 3時50分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第 6号 羽幌町いじめ問題専門委員会等条例
(予算特別委員会審査報告)
- 第 4 議案第 21号 令和3年度羽幌町一般会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第 5 議案第 22号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第 6 議案第 23号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第 7 議案第 24号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第 8 議案第 25号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第 9 議案第 26号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第10 議案第 27号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第11 議案第 28号 令和3年度羽幌町水道事業会計予算
(予算特別委員会審査報告)
- 第12 同意第 1号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第13 発議第 2号 議員の派遣について
- 第14 発議第 3号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○追加日程

- 第 1 議案第 29号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第 30号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 31号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第 4 議案第 3 2 号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 3 3 号 豊水橋補修工事請負契約の変更について
- 第 6 議案第 3 4 号 令和 2 年度羽幌町一般会計補正予算（第 1 6 号）

○出席議員（11名）

1 番	金 木 直 文 君	2 番	磯 野 直 君
3 番	平 山 美知子 君	4 番	阿 部 和 也 君
5 番	工 藤 正 幸 君	6 番	船 本 秀 雄 君
7 番	小 寺 光 一 君	8 番	逢 坂 照 雄 君
9 番	舟 見 俊 明 君	1 0 番	村 田 定 人 君
1 1 番	森 淳 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君
健 康 支 援 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 室 長	奥 山 洋 美 君
建 設 課 長	金 子 伸 二 君

建設課主任技師	石川隆一君
建設課主任技師	笹浪満君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
天売支所長	竹内雅彦君
焼尻支所長	金丸貴典君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	山田太志君
書記	菅豪志君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午後 3時50分）

◎会議時間の延長

○議長（森 淳君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりこの際あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

9番 舟見俊明君 10番 村田定人君
を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第6号、議案第21号～議案第28号

○議長（森 淳君） 日程第3、議案第6号 羽幌町いじめ問題専門委員会等条例、日程第4、議案第21号 令和3年度羽幌町一般会計予算、日程第5、議案第22号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第6、議案第23号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第24号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第8、議案第25号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第9、議案第26号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第10、議案第27号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第11、議案第28号 令和3年度羽幌町水道事業会計予算、以上9件を一括議題とします。

本案については、本議会において羽幌町各会計予算特別委員会に付託した事件であり、

その審査結果について、会議規則第41条の規定により、羽幌町各会計予算特別委員会委員長から報告を求めます。

羽幌町各会計予算特別委員会委員長、磯野直君。

○予算特別委員会委員長（磯野 直君）

令和 3年 3月 11日

羽幌町議会議長 森 淳 様

羽幌町各会計予算特別委員会
委員長 磯野 直

委員会審査報告書

- 議案第 6号 羽幌町いじめ問題専門委員会等条例
- 議案第21号 令和3年度羽幌町一般会計予算
- 議案第22号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第23号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第24号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 議案第25号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計予算
- 議案第26号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第27号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 議案第28号 令和3年度羽幌町水道事業会計予算

本委員会に付託のあった上記事件について審査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 付託された議会 令和 3年 3月 9日（第2回定例会）
- 2 委員会開催年月日 令和 3年 3月 10日～11日
- 3 審査の経過及び結果

本委員会は、理事者側から各会計予算内容等の説明を求めた後、予算関連議案、各会計予算の審査を行いました。

各委員からは活発に質疑があり、また、提言もあり、それぞれ慎重な審議の結果、本委員会はいずれも原案のとおり可決すべきと決定を見たので報告します。

以上です。

○議長（森 淳君） 本案については、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑並びに討論を省略することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号並びに議案第21号から議案第28号の9件を一括して採決します。本案に対する委員長の報告は、9件いずれも原案どおり可決するものであります。

したがって、本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、予算関連議案として議案第6号の1件、令和3年度各会計予算として議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号の8件、合わせて9件については、委員長の報告どおり可決されました。

◎同意第1号

○議長(森 淳君) 日程第12、同意第1号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) 同意第1号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町南大通1丁目4番地、氏名、松葉師正、生年月日、昭和40年11月13日生まれ、55歳。

現委員であります松葉師正氏が令和3年4月30日付をもちまして任期満了となりますことから、氏の人格、識見から、引き続き税務行政にご尽力をいただきたいため、羽幌町固定資産評価審査委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長(森 淳君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

◎発議第2号

○議長(森 淳君) 日程第13、発議第2号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会

の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思えます。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第3号

○議長（森 淳君） 日程第14、発議第3号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号及び議案第34号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5及び追加日程第6として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号及び議案第34号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5及び追加日程第6として議題とすることに決定しました。

◎議案第29号～議案第32号

○議長（森 淳君） 追加日程第1、議案第29号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、追加日程第2、議案第30号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に

係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例、追加日程第3、議案第31号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、追加日程第4、議案第32号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上4件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） ただいま上程されました議案第29号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和3年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、介護保険法の規定による指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する法律の一部が改正されたことから、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

まず、配付資料のご説明でありますけれども、別紙で配付しております羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表、この対照表につきましては左側に現行条文、右側に改正案を、また改正箇所には下線を引いております。

また、別紙で配付いたしております介護保険サービス等の基準に関する関係条例の改正についてにおきまして、今回の改正の概要について説明をさせていただきたいと思っております。それでは、まず介護保険サービス等の基準に関する関係条例の改正についてという部分で説明させていただきたいと思っております。これに関しましては、全て議案第29号から32号までの共通の改正の説明となっておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

まず、概要でありますけれども、指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの運営基準等については、介護保険法の規定により厚生労働省令を基準とし、市町村条例で定めることとされており、この基準を満たす指定事業者が指定居宅介護支援等を提供することとされています。

また、国では社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、3年に1度の定期的な介護保険制度の見直しを実施しております。今回令和3年度に向けて厚生労働省令である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準がそれぞれ改正され、令和3年4月1日より施行されるということになりましたことから、関係条例の改正を行うもの

であります。

次のページをお開き願います。改正の概要でありますけれども、全サービス共通で介護サービス事業者に以下の取組を義務つけております。3年の経過措置があります。

(1)、感染症対策の強化、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底。

(2)、業務継続に向けた取組の強化、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制の構築。

(3)、高齢者虐待防止の推進、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備及び研修の実施を義務づける。

続いて、感染防止や他職種連携の促進から、利用者等が参加する運営基準において実施を求められている各種会議等について、利用者の同意を得た上でテレビ電話等を活用しての実施を認めるもの。

次に、介護従事者の就業環境を確保する観点から、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ適切な対策を求めているということ。

次に、運営規定等の重要事項の掲示について、事業所の掲示だけではなく閲覧可能なファイル等で備え置くことを可能とすること。

次に、利用者等への説明、同意及び諸記録の保存、交付等について電磁的な対応を原則認めること。

次に、居宅、居住、施設系サービス共通の部分でありますけれども、認知症の人の尊厳の保証をしていく観点から、介護に関わる全ての者、適用除外がありますけれども、認知症対応力を向上させるため、介護サービス事業者に介護に直接携わる職員のうち医療、福祉関係の資格を有さない者に対して認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務つけております。

次に、居住系サービスの共通事項ですけれども、認知症対応型共同生活介護について、地域の特性に応じたサービスの整備、提供を促進する観点からサテライト型事業所の基準を創設しております。

次に、施設系サービスでは、個室ユニット型の施設についてケアの質を維持しつつ、人材確保等を目指し、ユニットケアを促進する観点から1ユニットの定員を夜間及び深夜を含めた介護、看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、次のページをお願いします。求めつつ現行のおおむね10人以下から原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

次に、基本サービスとして口腔衛生管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生管理の実施を求める。

現行の栄養士に加え、管理栄養士の配置を位置づけるとともに、基本サービスとして状態に応じた栄養管理の計画的な実施を求める。

安全対策担当者を定めることを義務づける。

このような4条例とも共通の改正内容となっております。

それでは、まず、議案第29号についてご説明をいたします。

議案第29号の次のページお開き願います。条文について説明させていただきます。まず、第4条につきましては基本方針の条でありますけれども、新たに第5項として人権擁護、虐待防止のための体制整備及び従事者に対しての研修を行うことが規定されております。

次に、第7条は内容及び手続の説明についての条でありますけれども、第2項の後段に利用者への説明に際してさらにきめ細かい説明をする旨を追加しております。

第16条は、指定居宅介護支援の具体的取扱い方針についての条であります。感染症対策を念頭にテレビ電話装置等を活用した会議等について規定をしております。

次のページをお願いいたします。第21条は運営規程についての条であります。第6項として虐待の防止のための措置について追加をしております。

第22条は、勤務体制の確保についての条であります。いわゆるハラスメント行為への対応について規定を追加しております。

次、第22条の2は業務継続計画の策定等についての条であります。次のページを御覧いただきます。感染症、災害等の発生時等の計画における部分について追加をしております。

次、第24条の2は感染症の予防及び蔓延の防止のための措置についての条であります。これは新たに感染症予防のための条を追加し、さらに対策を講じることとしております。このページの最後の行から2段目、第25条でありますけれども、これにつきましては掲示についての条であります。次のページをお願いします。運営規定等の掲示以外に閲覧で代えることができることを追加しております。

第30条の2は、虐待の防止についての条を追加し、指針の整備や研修等の実施について規定しております。

次、第34条は電磁的記録を用いた記録等が使用できることとなったため、条を追加し定めるものであります。

それでは、条の説明は以上であります。ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の次に1号を加える規定は、同年10月1日から施行する。

経過措置、第2条、第3条、第4条の規定は、それぞれ3年間の経過措置を規定しております。

続いて、議案第30号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例。

令和3年3月11日提出、羽幌町長。

理由でございますけれども、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護

予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、感染症または災害発生時における安定的かつ継続的なサービス提供体制を構築すること及び感染症の予防等のために必要な措置を義務づけるほか、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

内容につきましては、先ほどの資料を使用しました改正の内容と第29号の内容とほぼ同じでございますので、省略をさせていただきたいと思っております。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2条、3条、4条につきましても、先ほどと同じようにそれぞれ経過措置を設けてございます。

続きまして、議案第31号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

令和3年3月11日提出、羽幌町長。

理由でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症または災害発生時における安定的かつ継続的なサービス提供を構築すること及び感染症予防のため必要な措置を義務づけるほか、本条例における規定の整備を行うため改正しようとするものでございます。

この条例につきましても、第29号の説明と一番最初の概要の説明についてと同様でございますので、条文の説明は省略をさせていただきます。

附則、第1条、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第2条、第3条、第4条におきましては、経過措置を規定をしております。これは、5条、6条、8条、9条につきましても経過措置を規定をしております。

続きまして、議案第32号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

令和3年3月11日提出、羽幌町長。

理由でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、感染症または災害発生時における安定的かつ継続的なサービス提供体制を構築すること及び感染症の予防等のために必要な措置を義務づけるほか、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

この条例につきましても、前の3つの条例と同様に共通の所定の改正を行っておりますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

附則、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第2条、第3条、第4条、第5条については、それぞれ経過措置の規定をしております。

それでは、説明は以上になりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第29号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 羽幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 羽幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号

○議長(森 淳君) 追加日程第5、議案第33号 豊水橋補修工事請負契約の変更に
ついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長(金子伸二君) ただいま上程されました議案第33号 豊水橋補修工事請負
契約の変更ににつきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和3年3月11日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、豊水橋補修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は、変更前7,711万円、うち消費税701万円を含むものでござい
まして、変更後が7,718万7,000円、うち消費税701万7,000円を含むもの
でございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町南大通5丁目3番地、株式会社北一組代表取締役、
忠津章であります。

提案の理由でございますが、令和2年8月3日第7回臨時会において議決されました議案第52号 豊水橋補修工事請負契約につきまして変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第33号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 豊水橋補修工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第34号

○議長（森 淳君） 追加日程第6、議案第34号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第16号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,295万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ84億6,387万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容をご説明申し上げます。歳出で4款衛生費、健康センター運営費において新型コロナウイルスワクチン接種事業1,695万6,000円の補正は、ワクチン接種に係る国庫支出金の交付要綱等が変更になりましたことから、所要額を補正するものであります。

次に、8款土木費、道路維持費において除雪委託料3,600万円の補正は、先般2月臨時会において12月及び1月の降雪状況と過去の実績を基に委託料を増額補正したところではありますが、その後の爆弾低気圧による暴風雪や度重なる大雪、暖気に伴う路面整備など、想定した業務量を大幅に上回る状況にありますことから再度増額するものであり、財源として財政調整基金繰入金を充てております。

次に、歳入であります、ワクチン接種に係る費用につきましては、全額国庫支出金で賄われることとなりましたことから増額しておりますが、接種委託料分につきましては国庫負担金で賄われることとなり、相当する国庫補助金を減額しております。

次に、繰越明許費であります、光ファイバー整備に係る2事業と天売複合化施設建設に係る施設設計業務につきまして、年度内の完了が困難となりましたことから追加しております。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業及びサンセットプラザ施設管理事業につきましては、事業費の変更などに伴い繰越し予定額を変更しております。

以上、今回追加提案となりました補正予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算及び繰越明許費一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第34号について歳入歳出予算及び繰越明許費一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 令和2年度羽幌町一般会計補正予算（第16号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

したがって、令和3年第2回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後 4時28分）